

# 子育て短期支援事業をご利用される方へ

現在、本市は児童養護施設と標記事業の契約をしていますので、利用できるお子様は、原則、2歳以上18歳未満です。（2歳未満児の場合は、事前にご相談ください。）

- ★ 利用できる施設は
- ・川内精舎（せんだいしょうじゃ） TEL0996-22-5703
  - ・慈恵学園（じけいがくえん） TEL0996-37-2034
  - ・大村報徳学園（おおむらほうとくがくえん） TEL0996-55-0034
- の3施設です。

## 1 トワイライトステイ事業

仕事の都合などで帰宅が一時的に遅くなり、児童（2歳以上18歳未満）に対する生活指導や家事の面で困難を生じている場合に、その児童を午後10時までお預かりするサービスです。

- ① 利用時間 午前8時～午後10時までの時間帯で、原則8時間以内の利用です。  
利用施設での食事は1回を原則とします。  
（利用パターン例）  
A：8時～17時（昼食1回）  
B：14時～22時（夕食1回）

- ② 利用料金 生活保護世帯 0円  
（1回あたり）市町村民税非課税世帯及び母子・父子世帯 300円  
市町村民税課税世帯 750円

- ③ 準備するもの  
ア 着替え 1回分（オムツが必要なお子さんは数枚準備ください）  
イ 保険証（必要に応じて）  
ウ その他（利用施設に御確認ください）



## 2 ショートステイ事業

保護者が疾病、出産、看護、事故、災害などにより、家庭での養育が一時的に困難となった児童を一定期間お預かりするサービスです。

- ① 利用機関 1泊2日～6泊7日が原則です。
- ② 利用料金 生活保護世帯 0円  
（1日あたり）市町村民税非課税世帯及び母子・父子世帯 1,000円  
市町村民税課税世帯 2,750円
- ③ 準備するもの  
ア 着替え 宿泊日数に応じて（オムツを含む）  
イ ハブラシ、コップなど  
ウ 保険証（必要に応じて）  
エ その他（利用施設に御確認ください）



## 3 注意事項

- ① 利用日の一週間前までに、本庁子育て支援課へ利用申請書を提出してください。  
② お子様の体調等については、預ける際に、確実に施設職員へ伝えてください。  
③ 施設の事情により、利用できない場合があります。

